

株式分割に関する基準日設定公告

2026 年 9 月 11 日

株主各位

大阪市北区梅田二丁目 4 番 9 号
日本ハム株式会社
代表取締役社長 前田 文男

当社は、2026 年 5 月 8 日開催の取締役会において、2026 年 10 月 1 日をもって当社普通株式 1 株を 3 株に分割することを決議いたしました。

つきましては、この株式分割により株式の割当てを受ける権利の基準日を 2026 年 9 月 30 日と定めましたので、公告いたします。

なお、上記株式分割に伴い、会社法第 184 条第 2 項の定めに基づき、2026 年 10 月 1 日を効力発生日として、当社定款第 6 条の発行可能株式総数を、現行の 285,000,000 株から 855,000,000 株に変更することを併せて決議いたしましたので、お知らせいたします。

以 上

お知らせ及びご注意

1. 株式分割後のご所有株式に関するご案内は、2026 年 10 月下旬にお届出住所にお送りする予定です。
2. 2026 年 10 月 1 日付にて、株式の分割により増加した株式数が、お取引口座のある証券会社等又は特別口座を管理する口座管理機関の振替口座簿に記録されることとなります。
3. (1) 住所変更、改姓名等の各種手続きは、お取引口座のある証券会社等にお申し出ください。
(2) 特別口座に関する各種手続きは、特別口座管理機関にお申し出ください。

特別口座管理機関 三菱UFJ 信託銀行株式会社

連絡先

大阪府大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 大阪証券代行部

電話 0120-094-777 (通話料無料)

(受付時間：土・日・祝日等を除く平日 9:00～17:00)

郵送先

〒137-8081 新東京郵便局私書箱第 29 号

三菱UFJ 信託銀行株式会社 証券代行部